

平成21年3月24日

於・水産庁中央会議室

水産政策審議会第26回企画部会速記録

水 産 庁

水産政策審議会第26回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成21年3月24日(火)午前10時30分

閉会 平成21年3月24日(火)午前11時36分

2. 出席委員

(委員)

石井 勇人 井上 繁 長谷川 朝恵 宮原 邦之 山内 皓平
山本 節夫 越川 宏昭 高橋 健二 西山 徹 濱田 英嗣
婁 小波

3. 水産庁側出席者

佐藤漁政部長、榎本企画課長他

4. 議 事

別紙のとおり

目 次

1、開 会	1
1、資料説明及び討議	1
(1)「平成 20 年度水産の動向」(二次案)	1
(2)「平成 21 年度水産施策」(案)の諮問	11
1、その他	16
1、閉 会	18

開 会

大橋動向分析班長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第26回企画部会を開催したいと思います。

本日は、委員8名中6名の方が出席されておりました定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は過半数の出席をいただき、成立しております。また、特別委員におきましては7名中5名が出席されております。

それでは、山内部会長、議事進行をお願いいたします。

資料説明及び討議

(1)「平成20年度水産の動向」(二次案)

山内部会長 それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、「平成20年度水産の動向」(二次案)の審議と、水産基本法第10条に定めてあります「平成21年度水産施策」(案)につきまして、農林水産大臣から諮問をいただき審議を行う予定でございますので、よろしく申し上げます。

まずは「平成20年度水産の動向」(二次案)の資料についての説明と討議、その後に、「平成21年度水産施策」(案)につきまして、農林水産大臣から諮問いただいた審議を行うということで進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局からまず説明をお願いします。

榎本企画課長 企画課長の榎本でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料に即しまして、前回からの変更点などに重点を置いて御説明させていただきます。まず「20年度水産の動向」の方でございます。

おめくりいただきまして、下の方にページを打っておりますが、T-1でございます。上から4行目、ここは食の安全についてのトピックスのところでございますが、ギョーザ事件などについても記述するかどうかという御意見をちょうだいいたしました。そこで私

ども検討いたしましたして、食全般について信頼を揺るがす事件が起きたということをもとめて一言挿入しようということで、ここは修文を加えております。

続きまして、T - 3をおめくりいただきたいと思います。ここは捕鯨についてトピックスをまとめているところでございます。3月にIWCの将来に関する中間会合というものが開催されましたので、それについての記述を加えております。また、シー・シェパードによる調査船への体当たりなど新しい妨害行動が出ておりますので、それについても加筆させていただいております。

T - 5のところですが、ここはタイトルでございます。「燃油価格の乱高下」という記述がいいかどうかということで、ほかの政府の文書などを見まして、「大幅な変動」ということでタイトルを変えております。

続きまして、特集章の1でございます。一番最初のまとめの部分、青枠で囲った中、市場の価格形成が低下するという意味合いにつきまして、両義的ないろいろな意味合いにもとられることもございまして、その中で特徴的な、「市場経由率の低下」という言葉を入れて整理してはどうかということで書いております。

続きまして、特集章の1 - 1のところでございます。ここについては安定供給に必要な要素をまとめているわけです。下の方の図で、「資源」、「ひと」、「加工・流通構造」、「技術」としてありますが、そのほかにも、地域社会とか基盤というものが必要なのではないかという御意見もございましたので、本文のところの最後ですが、「こうした要素は、漁村を中心する地域社会と、水産物を生産、供給するための基盤によって支えられています。」という一言をつけ加えさせていただいております。

続きまして、1 - 5をおめくりいただきたいと思います。価格の形成、魚価の推移につきましては、少し右のグラフのところを見ていただきたいんですが、相対的に基本的には漁獲量が減れば反発するんですけども、ずっと長い流れの中で見ると、漁獲量が低減する中で大きな上向きへの上昇というのはないんですが、ただそれもいろいろな魚種によって違っているわけございまして、そこを少し丁寧に書いてございます。

右の1 - 6の真ん中を見ていただきますと、ムロアジについては、漁獲量がだんだん減っていく中で、価格も余り反発しないまま下降気味なんですけれども、マイワシなどについては、むしろ漁獲量が減ると非常に価格が上がっていくという形になっておりまして、経済学の理屈どおりというか、そういう形をとっている魚種もあるということで、そこら辺は個々の魚種によって差はあるんだということを本文中にも加えております。

それと価格形成にどういう要因が寄与しているかというところのまとめ、1 - 5の下の3行でございますが、輸入水産物の増加といったものもあるでしょうし、また需要と生産とのミスマッチが起きている場合もありますし、価格について量販店の方からの形成力が強まっているという、さまざまなことが複雑に絡み合っているのが実際のところではないかという形でここは書いてございます。

1 - 8につきましても、ここは多段階にわたる流通が発達したということを書いておりましたところ、それはなぜ多段階なのかの説明が不十分で、それだけでは読者にわからないのではないかと御指摘をちょうだいしました。そういうことを踏まえまして、ここは少し書き加えてございます。水産物の流通について、少量多品種、また腐敗しやすいものがあるということで、迅速に集中出荷していくことが一方で必要。また、都市の消費形態に合わせて分荷・分散して流通させていくことが必要。そういうことから2段階の市場というのが必要であり、それに即して流通が行われる仕組みができてきたのであるということもここには書いてございます。

1 - 12でございますが、ここでは1パラグラフ加えております。「産地における販売力の強化の必要」ということで、こういうふうな社会情勢、流通・消費構造がさまざまに変化してくる中で、産地に求められる取り組みとしては、未利用魚の活用とか新たな商品の開発などの必要性がますます高まっているということを一言、1パラ立てて書いてございます。

1 - 15をおめくりいただきたいと思います。ここは特集章1の最後の節になりますが、供給側が果たす役割についても変化せざるを得ない状況になっているという点について、書き方について適正化しております。それぞれの役割に変化が見られつつありますという表現にしております。

また、その下の図が、生産者、流通業者相互のかかわり合いがわかりにくい図ではないかという御指摘をちょうだいしました。縦軸の方に生産者、流通業者というものをに入れて、それぞれがどうかかわっているかを図示化することとしました。例えば資源管理の取り組みの強化ですと、生産者自身が資源管理の方に矢印を伸ばして、積極的に取り組んでいくとか、あと「ひと」のところは、経営体として新しい改革を行っていくことをあらわしております。また、新規就業者の確保。下の方に行きますと、緑色のところが直接取引というもの。小売業の多角化、卸売業の経営多角化、それぞれのところをこういう形であらわしてはどうかということとしております。

1 - 16 につきまして、エコラベル等々の記述についてどうするのかという御指摘をちょうだいしました。先回るとき、後ろの方の動向編で書かせていただくということで説明したんですけれども、やはり大きな新しい取り組みでございますので、特集章の方に書かせていただいております。この中で、M E L についても、M S C についても、日本で第 1 号の認定がされているということについて記述しております。

続きまして、1 - 21、卸売市場法の改正後、卸売業の方々でもさまざまな改革、変革を行っていらっしゃる方がいるということを指摘する意見をちょうだいしまして、ここでは仙台市場で行われている新たな取り組みについて加筆しております。電子商取引システムとか直接発送するための配送センターを設置するということも行われておりまして、そういうことも少し記述の中に加えております。

以上が、特集章の 1 の方の変更点の主なものでございます。

特集章の 2 でございますが、2 - 12 のところで、「共食」という言葉について誤読の可能性もありますので、この辺はふりがなを振らせていただいております。

2 - 14 のところで、学校給食について、学童がきちんと食べられるようなおいしいものを提供していくことが基本的な考え方として大事ではないかという御意見をちょうだいしまして、それについて加筆しております。2 - 14 の下の 4 行でございますが、学校給食においしい魚を提供することが基本的に重要と。比較的安価で栄養価も高い旬の時期の水産物を使ったり、子供が好きな魚メニューの開発に取り組む等の創意工夫が必要ですよということを加えさせていただいております。

取りまとめの章のところは、「まとめ」という形にしましたけれども、ここは魚に即した書き方にもう少しするべきではないか、肉でも当てはまるような書き方になっているのではないかという御指摘をちょうだいしまして、ここは魚に念頭をおいた形で、少しまとめ方を変えさせていただいております。

以上が、特集章の 1、2 の関係でございます。

以降は、19 年度以降の我が国の水産の動向ということで、例年の白書と同じような形になりますけれども、第 1 節で水産資源管理と海洋環境の保全ということでまとめております。以降、第 2 節が漁業・養殖業、加工・流通業、第 3 節が自給率、第 4 節が漁村の生活環境となります。

第 1 節については、我が国周辺の水産資源管理がどうなっているか。資源回復計画とか T A C 制度の概要状況について書いてございます。

- 1 - 3 ページにおいては、世界の水産資源がどうなっているのかということについて御説明しております。

1 - 4 ページにおいては、諸外国では水産資源管理をどのように行っているかということで代表的な米国やEUの例を記述しております。

1 - 5 ページのところでは、二国間の漁業関係。

多国間の漁業関係については次のページで、(5)でマグロなどについて書いてございます。

1 - 7 ページは、JICAや財団が行っている海外漁業協力の現状についてでございます。

1 - 8 ページにおいては、(7)水圏環境状況というところでございます。

あと1 - 9、10、11 ページとおめくりいただきまして、の次の章、第2節が水産業をめぐる動向でございます。(1)漁業・養殖業生産量の動向でございます。(2)は我が国漁業をめぐる動向で、就業構造の問題とかそれぞれの最近の収益動向、これは例年統計情報部調査に基づいて分析しております。

- 2 - 8 ページは、養殖業をめぐる動向でございます。

続きまして、2 - 9 ページでは加工・流通の状況につきまして、水産加工品の生産量、事業所数等について見ております。

続きまして、- 3 - 1 ページからが第3節、水産物の需給・消費の動向でございます。最近の水産物需給の動向。自給率については、ここのグラフで19年度62%ですが、水産物消費が減少傾向にあるということについて記述しております。

3 - 2 ページのところでは世界の水産物需給、貿易の話でございます。我が国の水産物貿易につきましては、3 - 4と3 - 5 ページに書いております。

3 - 6 ページは水産物の安全確保の話についてでございます。JASの表示の話などについてまとめております。

続きまして、- 4 - 1 ページは最終節になりますけれども、地域資源を活かした魅力あふれる漁村づくりということで、生活環境、防災力の強化について記述しております。

4 - 2 ページでは、水産業・漁村の多面的機能の話。さらに、漁村の活性化についての最近の事例等について最後にまとめております。

以上、あらあらになりましたけれども、「平成20年度水産の動向」についての説明にさせていただきますと思います。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、「平成 20 年度水産の動向」(案)について御検討していただきますけれども、この水産の動向(案)につきましては、実質的には本日が最後の討議ということになります。最初に、委員の先生方から御意見いただいたことの修正のお話もされましたので、その修正案について何か御意見がありましたら。

高橋特別委員 確認が 1 点あるんですが、今次行われます、前回は申しましたけれども、遠洋マグロ、近海マグロの減船についてですが、T - 2 のマグロ資源を持続的に利用するために、この辺に多分記載になるんだという理解であるんですが、それが 1 点確認したいということです。

もう 1 点は、もっと事前に話をしておけばよかったのかもしれませんが、各項目の写真があるんですが、その中に救命胴衣を着用していない写真が何点かあります。これは白書としては非常に問題ではないのかなと思っています。差し替えができるのであれば、まず差し替えをお願いしたい。できないのであれば、次年度以降その辺も検討していただければと思います。

以上です。

山内部会長 それは。

榎本企画課長 減船のところについては、今まさに業界の方で作業が進められているところであります。確かにマグロの今回の一番大きな話になってきますが、どこまでこの白書の印刷に間に合うか、そこも考えながら加筆できるところは加筆していきたいと思いません。

あと救命胴衣のところはおっしゃるとおりで、もしそういうところがあれば、私どもも注意してもう一度見まして、差し替えられるようにしていきたいと思いません。去年も私もライフジャケットの着用ガイドラインというのを新たに作成いたしました。去年の 4 月 1 日には、一人乗りの漁船について救命胴衣の着用義務が厳しくなっておりますので、そういうことも踏まえて考えますと、そういった指摘もごもっともでございますので、そこはもう一遍チェックしてみたいと思いません。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 非常にまとまりがよくなって読みやすくなったなと思えますけれども、例えば T - 1 ページですが、うなぎの産地偽装の話がありまして、ここに例示として「偽装

表示」というのをを出していただいているんですが、これは小さくて見にくいというのもあるんですが、もともと消費者がJAS法の表示のことをよく知らないというのもあるんで、これだけ出されても、何がいけないのかよくわからないんじゃないかという気がするんです。ここで出すのがいいかどうかというのもあるんですけども、もともとの魚の表示の仕方をわかりやすく書いた方が、啓発する意味ではいいのかなという気がいたしました。

それから、あと細かいところはたくさんあるんですけども、最初に、消費者というか国民向けにというふうに書いていただいているので、漁業関係の皆様にはわかることが、やっぱりわからないなということがたくさんあります。例えば「川下」、「川上」というお話が出てきます。これは何カ所かありまして、「生産段階の川上」、「小売段階の川下」と書かれているところもあるんですが、その順序が狂っていたりしまして、最初に読むと何が何だかよくわからないという感じがします。

それから、例えば漁獲圧力の増加、T-2ページです。これは何となく私も意味がわかるんです。ちょっとネットで調べたりしたんですが、漁獲圧力というのはじゃあ何なのかというふうに言われると、よくわからないんです。専門家の方にはおわかりになる言葉が、消費者とか国民にわからないのが幾つかありますので、細かいところを後ほど事務局の方にお知らせして、御修正いただければと思います。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

皆さんから御意見いただいて、事務局で訂正して大分見やすくなったように思いますので、その辺は大体よろしいですか。

婁委員、お願いします。

婁特別委員 全体的に非常に読みやすくなって、わかりやすいなと思いました。ただ、これは希望であって別に追加する必要があるかどうかというのはわかりませんが、エコラベル制度について特集1-16で書いてありますが、例えばMSCについては、どこかでMSCと書いてあるんですが、日本のエコラベル制度、MELジャパンとか愛称みたいなものも出した方が、PRという意味でもいいのかなと。特集1-16で、エコラベルという制度がありますね。ただ、本当は何か愛称があれば、そこで明記した方がいいのかなというのが感想の1つです。

それからもう1つ気になった点は、特集1-20の真ん中に書いてあるところなんですが、日本周辺には3千種を超える水産資源が存在します。現在3百種程度利用されているということなんですけど、私の理解が間違っているかもしれませんが、水産資源というの

は、いわゆる海産動植物のうち有用な海産動植物が水産資源で、無用なのは普通の海産動植物ということなんですね。そうすると例えば3千種の水産資源というのは、実際に利用されていて、今利用されなくなったものなのか、あるいは海産動植物なのか。そこら辺の区別は私1人だけの理解かもしれません、そういうふうに理解していたので、どうなのかなというのがちょっと気になった点です。

以上です。

山内部会長 その点はよろしいですね。

榎本企画課長 これは日本産魚類大図鑑に基づいた記述ですけれども、これは生息する魚種数をもとに書いていますので、すべてが利用されているものではないデータでございます。資源では利用されていないので、その表現は少し考えてみたいと思います。

山内部会長 どうもありがとうございました。

井上委員、お願いします。

井上委員 全体を通じて魚の表記の仕方なんですが、つまり平仮名か片仮名かということなんですが、かなりばらばらになっているなという印象を受けます。例えば特集1-2のところです。ここに図-2-1とその下に-2-2がありますが、-2-1の方は例えば「まいわし」というふうに平仮名になっています。ところが同じページの下の-2-2の方を見ますと、「マイワシ」は片仮名になっている。こういうところが、もうこういう目で見ますとあちこちにあります。

本文で魚の名前が出てくるときには、大体片仮名で書いていることが多いようですけれども、必ずしもそうではなくて、例えば特集1-6のところでは、先ほど御説明があったように図-2-10では片仮名になっていますが、その上の-2-9の注のところでは平仮名になっている。

それから、後ろの方の統計を見ましても、全く例えばの話ですけれども、参考図表-11ページのところで、(2)の魚種別漁獲量等は片仮名になっていますが、その前の方のページをパラパラめくってみますと、大体魚は統計上は平仮名に書いてある。例えば参考図表の2とか3とか。

といったぐあいに、相当これはばらばらになっている。新聞なんかでは、今魚の名前は片仮名で使っていることが一般的ですけれども、いずれにしても整理した方がいいのではないか。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは全般についていかがですか。

宮原委員、お願いします。

宮原委員 全般ということですので、後ろの方の - 1 - 1、平成 19 年度以降の我が国水産物の動向というところでちょっとお願いがあります。一番下のパラグラフのところですが、「TAC制度のさらなる改善を図るために」ということで、TAC制度が10年以上たって、昨年、有識者会議が開かれたということが書いてあるわけでございます。下から3行目のところに、「TACは生物学的許容漁獲量(ABC)を可能な限りこえないようにする」という記述がありますけれども、ここには、この有識者会議の資料を見てみますと、「ABCのところについては漁業の経営事情を勘案しつつ」という言葉が入っているので、やはりこれはここに入れていただかないと、「ABCを可能な限りこえないように」という部分だけがひとり歩きするといろいろ問題が出てくるのではないかという気がしますので、御検討いただきたい。

それから、さらに今後の資源管理への期待ということで、有識者会議の方では取りまとめをされているわけですが、「検討に当たっては、諸外国の取り組み状況も踏まえつつ、我が国の漁業実態や関係者の相互理解と協力が重要な役割を担っている」というふうな記述があるので、我が国の資源管理の長所を再確認して、それが最大限発揮されることに留意してきたというふうに取りまとめられている部分をこの中に。どんな入れ方をすればいいのかわかりませんが、有識者会議の結論をちゃんとこの中に入れ込むように御検討いただきたいというお願いでございます。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員 非常に一般的で写真のことなんですが、例えば - 1 - 2の潜水器を使用した密猟という写真があるんですが、これはよくわからないなという感じはあります。言いたいことは、いつどこで撮った写真かというのを差し障りがない範囲で入れていただいた方が。極端な話、すごく古い写真が白書に載っているというのはおかしい話なので。そういう写真の情報というか、どういう写真なんだというのをもう少し説明を入れていただくと、白書らしくなるという印象です。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

越川委員、お願いします。

越川特別委員 「はじめに(素案)」というのがございますが、ここもよろしいですか。

山内部会長 はい。

越川特別委員 ここを読んでみてちょっと意味がとりにくいのかなと思ったんですけども、上から6行目、「いくつかの魚種では輸出国の輸出量に占める我が国向けのシェアが低下する事態も生じています。」というふうに書かれていますが、これはどういう意味なのか、どういう問題なのかというのがよくわからないと思います。ここでちょっと補足されたらいいのかなと思うんですが、幾つかの魚種ではいわゆる買い負け現象によってというような、シェアが落ちているんだということを言われれば、よりわかりやすいかなと思いました。

それから、そのちょっと後の方ですけども、「こうした厳しい状況の中でも」というくだりがございます。その後、「収益性の高い漁業への転換を図る動きや、水産物の」云々と書かれているんですが、こういったことがどういうこと出されているのかということ先を先に言った方が理解しやすいのではないかなと思うんです。こうした厳しい状況の中でも、水産業の生き残り、あるいは活性化へ向けての新しい動きが起こっているんだということを先に言って、収益性の高い漁業への転換を図る動き、その具体的な例として収益性の高い云々とした方が、スツとわかりやすいのかなと思いました。

ですから、こうした厳しい状況の中でも、水産業の生き残り、活性化へ向けての新しい動きが見られます。あと具体的な事例ということですね。そういったことを入れた方が読みやすいのかなと私は感じたので、申し上げたいと思います。

山内部会長 検討させてください。

そのほかいかがですか。

濱田委員、お願いします。

濱田特別委員 本当にミスだと思いましたが、特集1 - 13の(5)の本文の方は「社会情勢、消費構造への柔軟な対応」になっていて、目次の方では「社会構造」になっていますから、「情勢」に修正してください。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、大体意見もいただきましたので、「平成21年度の水産施策」(案)の諮問の方に移らせていただいてよろしいでしょうか。

(2)「平成 21 年度水産施策」(案)の諮問

山内部会長 それでは、「平成 21 年度水産施策」(案)について、農林水産大臣より諮問をいただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

佐藤漁政部長 それでは、農林水産大臣は所用で参れませので、私の方から諮問させていただきます。

平成 21 年度水産施策(案)について、諮問第 158 号、水産基本法第 10 条第 3 項の規定に基づき、別添平成 21 年度水産施策(案)について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問書手交〕

山内部会長 それでは、ただいまから諮問のございました「平成 21 年度水産施策」(案)の説明を事務局からお願いしまして、それから審議に入りたいと思しますので、よろしくをお願いします。それでは、事務局をお願いします。

榎本企画課長 それでは、引き続きまして、資料 3 としてお配りしております「平成 21 年度水産施策」(案)について、概要を御説明させていただきたいと思します。

まず目次をおめぐりいただきますと、 の概説に続きまして、第 の低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進ということで、ここにつきまして、資源関係についての調査・研究、あと E E Z 内での資源管理の話とか、公海域での資源管理、海外漁場をどう維持していくか、海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善の話、そういったことをまとめております。

続きまして、 以下は、国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立ということをございます。これも基本計画の構成に即しておりますけれども、その 1 は経営体の育成・確保に向けた施策の集中、2 は漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進、3 は漁業保険制度、4 は活力ある漁業就業構造の確立、そういった流れになっております。

ですが、ここでは加工・流通・消費施策。産地での販売力強化とか、加工の付加価値向上、小売の強化等々について書いてございます。

は、水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及。現場のニーズに応じた新技術の開発を進めておりますが、そういったものの現時点での状況、また来年度に向けて行う施策の概要についてまとめております。

ですが、ここは漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮でございまして、漁港・漁場の整備のほか、漁村づくり、漁業と海洋性レクリエーションの調和のとれた海面利用の話、多面的機能の発揮ということについてまとめております。

は、水産関係団体の再編整備。

は、その他の国際交渉等についてまとめております。

以降については、水産に関する施策を総合的・計画的に推進するための取り組みといった切り口でのまとめでございます。

1ページ以下は、今申し上げた構成に即しまして21年度施策についてまとめておりますが、重立ったものについて御紹介させていただきたいと思っております。

ページ数で申し上げますと9ページですが、国際競争力のある経営体の育成・確保と活力のある漁業就業構造の確立の章でございます。ここでは漁船漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化ということでございますが、これをさらに21年度に向けて強化しております。

次ページをおめくりいただきますと、そこに絵が書いてございますが、今までの漁船漁業構造改革ももちろんこれを継続しておるわけですけれども、それにも新たな代船取得等によらないようなタイプをつけ加えてございます。

昨今経験しました漁業生産資材価格の値上がり、一方で燃油価格の変動、そういう環境の中でも体質強化を図っていくことが必要だということで、水産業体質強化総合対策事業を講じていこうということにしておりますが、その中で漁船漁業構造改革対策に次ぐ2本目の柱として、省エネだけではなく、生産性向上、すなわち、エネルギー価格の高騰はもちろんそれに対応していくことは重要ですが、経営体質を強化するという意味で、生産性の向上に資する機器の導入なども促進していこうという対策を組んでございます。

3番目としては、省エネ対応の資源回復と推進支援事業をもう一つの柱として位置づけております。

続きまして、12ページをおめくりいただきますと、ここは新規就業・新規参入による雇用創出ということでまとめております。昨今の雇用情勢の変化もあるわけですが、こういう中で新規就業者確保というものを一層強力に進めていくということで考えております。20年度補正においても、今までの漁業担い手確保・育成対策を強化しておりますが、新しい21年度の施策においてもそこを強化していくということで考えております。

担い手確保・育成対策事業の図の中で、就業期前においても学生などを対象とする漁業

体験活動ということで、最近少し疎遠になっております、海と学生などの関係を築いていこうということから始めまして、ステップ1においては全国漁業就業者確保育成センター、これは大水の中にございますが、そこでの就業関連情報の提供。また、大水もハローワークなどと連携してそういった就業情報の提供を行っていく。

ステップ2においては、例えば都会の方々について漁業の簡単な体験学習をしていただく。漁業というものはどういうものかというものを知っていただく。ステップ3においては、実際の漁業者の方々とは新規就業を本当に希望する方々とのマッチングを行うための相談会の開催。4番目としては、漁業現場での研修。これも従前ですと半年が上限だったわけですが、これを1年に拡充して漁業現場での研修を充実していこうとしています。

さらに、ベーシックスキルということで、経理や税務、場合によっては操船の講習も、独立していられる方々向けに漁協などが協力して開催できるように、そういう事業を入れております。こうすることで担い手確保・育成対策を充実しておりますのと、あと漁業の方に新たに別の産業の方々のノウハウも活用していくという意味で、農商工連携、水産では異業種連携と呼んでおりますが、その事業についても充実を図っていくことで考えております。

続いて、15ページをおめくりいただきますと、ここでは産地販売力の強化、漁業者の手取りの確保を掲げています。これも昨今の厳しい情勢を経験しまして、産地の販売力の強化について、これを施策として重点を置いていこうとしているものでございます。絵にございますように、産地販売力を育成していくために、例えば外部の専門家のノウハウを生かしていけるような仕組み、また、新たな販路の開拓についてつなげていくような取り組みを支援していく。また、加工業者についても、漁業者との間で連携して新商品の開発をしていくような取り組みを重点的に支援していく。

これを通じまして、右の方にございますように、漁業者の方で主体的な値決めもできるようなになれば漁業者の手取りの向上になっていきますし、例えばマイナー魚、地域魚についても、販売につながっていけば資源の有効活用につながっていく。あと消費者の方から見ましても、最近では手に入れにくくなっているような地魚の購入というものの、また、生産者と顔の見える付き合いができるという面での効果が期待されるわけでございます。

さらに22ページをおめくりいただきたいんですが、ここは環境・生態系保全活動ということで、沿岸域について藻場・干潟が大分喪失されております。これに対して、ハード事業、公共事業でこれを計画的に回復させていく事業も行われているわけでございますが、

実はそれを維持していこうという漁業者の方々の活動も別途行われてきたわけでございます。

ただ、それが近年、高齢化の中で維持していくのに苦労されているという状況ですとか、また地球温暖化の影響もあるのかもしれませんが、南方系の魚が藻場などに悪影響を与えているという状況もございます。そういう中で環境・生態系を保全するための漁業者や地域住民などの活動を支援していくという事業を今回、21年度から創設しております。補助金とは少し違う仕組みでございます、交付金という形で一定の活動量を想定しまして、それに基づいて交付金を交付するという形で考えております。

いろいろな形があろうかと思えます。下の方に取り組みの例が出ていますが、保護礁の設置、アマモの移植、干潟の耕うん、また活動する組織形態もNPOや漁業者の方々が連携するものから、さまざまな形があろうかと思えます。これを通じて地域活動を活発化させたり、もちろん海をきれいにしていく。ひいては沿岸漁業の沿岸魚種の充実に資するような形でこの対策を進めていこうということで、21年度予算で措置しているわけでございます。

以上、簡単でございますけれども、私の説明とさせていただきたいと思えます。

山内部会長 それでは、審議に入りたいと思えます。何か御意見ございますでしょうか。
濱田委員、お願いします。

濱田特別委員 内容ということではございません。質問になります。説明いただいた16ページの下で4で水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開、その下に(1)で水産物の輸入の確保というのがございますが、その水産物の輸入の確保という意味がちょっととりづらいという質問でございます。これは具体的に言うと輸入措置の確保ということですか。

山内部会長 お願いします。

榎本企画課長 下で書いておりますことが、きちんとした輸入割当制度などを運用するということでございますので、それに即した表現にした方がよろしいかと思えますので、少し検討させていただきたいと思えます。

山内部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 白書の書き方はこういうものなのかなと思ってしまえばそれまでなんです

けれども、よくわからないんですが、例えば今御説明いただきました藻場・干潟の活動のところ、22 ページです。これが 21 年度、来年度講じる施策ですね。20 年度の方は、資料 2 の 20 ページに書いてあります。20 ページは、「支援しました。」と。今度はまた「支援します。」になっていて。

そんなうなづかれても困るんですけども。20 年度にこういう事業をやって、これこれこういう課題があったから、21 年度はこういうのをさらに拡充させますとか、あるいはこの事業は成果が上がったので、これはやめてこっちを重点的にやりますとか、そういう施策のリンクが見えないんだなというふうに思ったんです。

前の方の「水産の動向」を読んでいくと、じゃあこの 21 年度に行う施策が、あ、だからこれをやるのね、というふうにわかるのかなというところでもなかつたりするんです。水産白書というのはこういうものなんだと思ってしまえばそれまでなんですが、そうじゃないだろうなという気がするので、これから変えるというのは多分無理だと思うんですが、そういうふうなこともいずれ御検討いただければと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

高橋特別委員 11 ページの後段から 12 ページにわたってなんですが、ちょっと教えてほしいんですが、ここで言う漁業担い手確保・育成対策事業というのは、私は二通りあると思って読んでいたんです。1 つは沖合、近海、遠洋、いわゆるそこで働く就業者と、それからもう 1 点は、沿岸漁業で自分で自ら漁業をやっている皆さんということで、両方読んでいたんです。下の方の企業は、当然沿岸の皆さんということでよろしいんだと思うんですが、上の方の表の新規就業対策事業という中のステップの 5 のところで、多分この 5 は新規に自分で沿岸の漁業をなさる方ということなんですよ。その就業期前からステップ 1 からステップ 4 まで、この間は共有なのかなという理解でよろしいんですか。

榎本企画課長 この制度自体、沿岸だけではなくて、沖合、遠洋の方々も念頭に置いた制度として組んでおります。ステップ 1 から 4 までも共通でございますし、ここには表記しておりませんが、私どもはベーシックスキル研修のほかの項目としては、例えば海技資格を上に向けていくための通信講座の事業も組んでございます。そういったものは沖合、遠洋の船に乗られる方々のための研修制度になりますので、両方とも念頭に置いてこの事業はやっていきたいと考えております。

高橋特別委員　そこで1点、ステップ5の税務等というのがちょっと私引っかかるんです。いわゆる雇われという形の中で、この税務というのはどういうふうな形で出てくるのか、そこを教えてください。

榎本企画課長　ここの税務は、どちらかという沿岸の独立経営の方々を念頭に置いています。例えば経営を法人組織に変えるために、青色申告のやり方を勉強していくとか、そういった方々向けの講習を念頭に置いております。

山内部会長　高橋委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

それでは、この辺で審議を終了させていただきたいと思います。

ただいま諮問案について委員の方々から御意見をいただきまして、ありがとうございます。事務局でそれを踏まえて再度修正したいと思いますので、よろしくをお願いします。最終案につきましては、私に一任していただいて、事務局と打ち合わせをしながら最終案を仕上げたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山内部会長　それでは、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

そ の 他

山内部会長　それでは、そのほか事務局から何か報告事項等ございますでしょうか。

榎本企画課長　本日、御審議どうもありがとうございます。スケジュールにつきましては、今部会長の方から御説明ありましたように、きょうの御指摘を踏まえて最終案を作成していきたいと思います。その間でいろいろまだ加筆が足りないようなところについても、最新の情勢で一部手を加えることもあることを御了承いただければと思います。

今後のスケジュールでございますが、与党との調整を終えた最終案をもって答申手続きを行いたいと考えておりますが、5月中旬ごろに閣議決定、国会への提出という予定で手続きを進めていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、昨年夏から数えると4回にわたりまして企画部会に御出席賜りまして、いろいろな貴重な御助言、御指導を承りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

事務局の方からは、以上でございます。

山内部会長 それでは、先生方、本当に長い間御苦労さまでございました。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終わらせていただきたいと思います。

高橋特別委員 その他で、1点よろしいですか。

山内部会長 高橋委員。

高橋特別委員 その他ということで1点、水産庁の方をお願いをしておきたいと思えます。実は先ほど来から私が話をしているとおり、遠洋・近海マグロ漁船の減船が間もなく実施されて、3月31日をもって廃業届ということになって、これで確定ということで。現在一般的に言われているのが87隻であろうということで、多分乗組員総数、これは日本人、外国人含めて1000人を超えるような現段階の状況になっています。

ただ、非常に残念なことに、これだけの離職者を発生する懸念がある中で、減船する船の名簿が出てきておりません。これは業界の希望減船ということで種々の問題が多々あるうかと思っています。ただ、そう言いながら本日21年度の施策にもありますとおり、漁業臨時措置法の問題もあります。この適用者もまだ現在、洋上で操業している船に乗っておられる方もありますし、自分の船が減船対象船だという認識を恐らくしていない乗組員もいると思います。これは過去の減船の事例から見ますと、非常に特異なケースということで、多分私の記憶では初めてのケースです。

普通であれば、減船の船の名簿が出て、減船離職者の名簿が出て、当然それに基づいて雇用対策なり離職対策なり、そういうふうなものに転換していくわけですが、残念ながら今回は一切出ていないということで、今後この離職をする皆さんが、こういう御時世の中で非常に環境が厳しい中で、離職対策、雇用対策をどういうふうにしていくか、我々としても非常に苦慮しています。

そういうことで、水産庁の方から各団体さんの方に、3月31日を過ぎればいずれにせよ公表せざるを得ない状況になると思いますので、早急に。これは外部に出せるという話ではなくて、内部資料として出していただければというように思っていますので、その辺の指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

榎本企画課長 今高橋委員の方からございました御懸念につきましては、私どもも関係者の方に伝えていきたいと思えます。

山内部会長 高橋委員の方から、その他で御意見をいただきましたけれども、もしその

他でなければこれで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本当にありがとうございました。本日はこれで終了させていただきます。

閉 会